

# 11月30日は 「年金の日」 国民年金

国民年金は、高齢になったときや、病気・けがで障がいが残ったとき、家計を支えていた人が亡くなったときなどに所得を保障し、安定した生活をみながら支え合うための制度です。日本に住所がある20歳以上60歳未満の人は必ず加入しなければなりません。

## どんな種類があるの？

国民年金に加入している人を「被保険者」といい、加入している年金の種類によって保険料を納める方法が違います。

### 第1号被保険者

国内に住む20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者・第3号被保険者以外の人(例…自営業や農業に従事している人、学生ら)  
※保険料は自分で納付

### 任意加入被保険者

国内に住む60歳以上65歳未満の老齢基礎年金を受けていない人や海外に住む20歳以上65歳未満の日本人ら  
※保険料は自分で納付

## 納付が困難な場合は？

経済的な理由で保険料の納付が困難な人(第1号被保険者)のために、次の制度があります。いずれも窓口で申請が必要です。(申請にあたり、所得の申告が必要な場合があります)

- 申請免除  
前年所得に応じて全額・4分の3・半額・4分の1免除  
■本人・配偶者・世帯主の前

## 年所得を審査

- 若年者納付猶予  
30歳未満の人の納付猶予  
■本人・配偶者の前年所得を審査
- 学生納付特例  
学生の納付猶予  
■本人の前年所得を審査
- 失業特例  
退職や失業した人は離職票のコピーなどを添付すると本人の前年所得を除外して審査できます。

## いくら納めるの？

平成26年度保険料

月額1万5250円

### 【納付方法】

- ① 納付書で全国の金融機関、コンビニで納付
- ② 口座振替
- ③ クレジットカード納付
- ④ インターネット納付

## 第2号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者  
※保険料は給料天引き

## 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者  
※保険料は配偶者が加入している年金制度が負担(自分で納付する必要はありません)

## 社会保険料控除証明書が届きます

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除証明書は年末調整や確定申告に必要となるため、大切に保管してください。

### 11月に送付される人

1月1日から9月30日までの間に保険料を納めた人

### 平成27年2月に送付される人

10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納めた人

### 控除証明書に関する問い合わせ(11月4日から受け付け)

☎0570-058-555、I P電話・PHSからは☎03-6700-1144へ

## 「ねんきんネット」で年金を確認してみよう

「ねんきんネット」を利用すると、自分の年金記録を確認できるほか、記録を基に将来の年金受給額も試算できます。詳細は、日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/>または松山東・松山西年金事務所へ

## どんな年金がもらえるの？

国民年金に加入している人は次のような給付があります。

- 老齢基礎年金  
保険料を納めた期間や免除された期間が25年以上ある人が、原則として65歳から受けられます。
- 障害基礎年金  
病気やけがによって障がいが残ったときに受けられます。(一定要件あり)
- 遺族基礎年金  
国民年金に加入していた人が死亡したときに、18歳未満の子がいる場合などに配偶者または子が受けられます。(一定要件あり)

## 他にもこんな年金があります

- 特別障害給付金  
平成3年3月以前に学生であった期間または昭和61年3月以前に第2号被保険者の扶養配偶者で、当時国民年金に任意加入していなかった期間のどちらかに初診日があり、現在障害基礎年金1、2等級相当の障がいがある人が受けられます。
- 寡婦年金  
年金を納付した期間と免除期間を合わせて25年以上ある夫が何の年金も受けずに死亡したときに、生計を維持されていた妻が受けられます。(一定要件あり)

## 年金を増やしたい！

老齢基礎年金をまだ受け取っていない人は、老齢基礎年金を増やすために次の方法があります。いずれも申請が必要です。

- 付加年金  
定額保険料に加えて月額400円を納めると、受け取る額が増えます。  
※国民年金基金未加入者のみ
- 追納  
過去10年以内に免除または猶予の期間がある人は、さかのぼって納付(追納)することができます。(追納しないと受給資格期間を満たすと年金を受けられません。  
※65歳以上ですすでに受給資格がある人は後納できません)

お問い合わせは、国保・年金課 ☎948 6356・☎934 2631、松山東年金事務所 ☎946 2835・☎933 1319、松山西年金事務所 ☎925 5175・☎923 4619へ

## 地域で育つ松山っ子



第38回 石井北小学校

児童数 男368人・女370人・計738人  
(平成26年10月1日現在)

石井北小学校は開校27年目を迎えました。校区は都市化が進み田園地域から郊外型商業施設の並ぶ住宅街へと変わりました。学校の歴史こそ長くはありませんが、地域には古い歴史があり、先人達の揺るぎない努力の営みがあります。本校ではそういった地域の史跡や施設、人物などを取り

## 地域の人に支えられ児童が学ぶ

り上げた「ふるさと石井北」という副読本を編さんし、全ての児童に配り日々の授業で活用しています。この副読本と連動して、児童が地域の人と共に学ぶ活動を進めています。その一つが「米作り」です。地域の人から水田を一年間お借りし、6月に泥の感触を味わいながら

の田植えを始め、稲の成長を観察しながら9月には「かかし」を作って田に立てます。そして10月には稲刈り、11月には、収穫した米で餅つきをして味わい、さらには稲わらを使ってしめ縄作りも体験を学びます。このように、本校は開校以来、児童が地域に向い、地域の人が学校に来てく

られたりしながら、町内会や農家の皆さんをはじめ、地域の人に支えられています。児童が地域を学び、愛して立派に成長し、将来地域を担ってほしいということ、それは地域の人と本校の共通の願いです。地域の人に支えられながら児童はこれからも学び続けていきます。



田植えの様子



餅つきの様子

## 松山っ子の声

泥の田んぼにはだして入って田植えをしました。とても楽しかったです。(6年女子)

地域の人といっしょに餅つきをしました。できた餅はおいしかったです。(6年男子)